

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省健康局長

地域保健医療等推進事業の実施について

近年、地方分権の推進やこれに伴う市町村合併の進展、保健医療サービス分野における民間事業者活動の浸透、ボランティア活動の活発化、NPO法人等によるサービス提供の拡大など、地域保健をめぐる環境は大きく変化している。また、地域住民の健康志向が高まる中で、住民のニーズの変容に即応した効果的な支援を行うための体制づくりが以前にも増して必要になっている。

地域保健対策については、地域保健法等に基づき、各地方公共団体において地域の実情に即した具体的施策の推進を図っていただいているところであるが、昨今の地域保健に関する新たな潮流に即して、地域における健康危機管理と生活習慣病対策に重点をおいた具体的施策の展開を図っていくこととしている。

このような観点から、地域の健康危機管理における保健衛生部局の役割分担の明確化や情報の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、保健所と本庁、地方衛生研究所等の関係機関、関係団体との連携の強化等が重要である。

一方、生活習慣病対策については、今般の医療制度改革を踏まえ、疾病の予防を重視した取組を推進することとし、生活習慣病予防を一つの柱として、効果的な保健指導を提供する体制の整備を図ることとしている。

このため、別添「保健指導技術高度化支援事業」、「地域健康危機管理体制推進事業」、「地域健康危機管理対策特別事業」、「地域保健対策強化推進事業」、「地域・職域連携推進事業」、「ホームレス保健サービス支援事業」及び「テラーメイド保健指導プログラム評価支援事業」を実施する。

なお、この通知は平成18年4月1日から適用することとし、平成2年6月28日付け健政発第390号厚生省健康政策局長通知「地域保健活動の充実強化について」は、平成18年3月31日限りをもって廃止する。

地域保健従事者現任教育推進事業実施要綱

1 目的

保健師の人材育成については、平成21年7月の保健師助産師看護師法の一部改正により、免許取得後の保健師の臨地研修が努力義務化され、平成23年2月に「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」が取りまとめられたところである。

本ガイドラインには、新人保健師を支える組織における研修体制のひとつの例として都道府県及び指定都市における人材育成の中核となる保健所（当該保健所は、都道府県及び指定都市本庁、大学、関係団体などがその役割を担うことも可能。）を中心とした体制整備が示されており、当該保健所が、地域住民の健康増進や疾病予防等、地域保健活動を行う上での保健師の人材育成を担うための中心となることが期待されている。

この事業は、上記経緯を踏まえ、人材育成の中核となる保健所を中心とした現任教育体制を構築し、各地方公共団体において保健師の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させるとともに、新人保健師を含めた保健師に対し、適切かつ安全な保健サービスを提供できる実践能力を育成し、社会状況の変化や住民（労働者）の多種多様なニーズに対応できる保健指導技術と知識の向上を図ることを目的とするものである。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村とする。

ただし、都道府県、保健所設置市（中核市及びその他政令市を除く）については、3（1）、保健所設置市（指定都市を除く）及び特別区については、3（2）、都道府県については、3（3）、保健所設置市、特別区及び市町村については、3（4）に掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

（1）地域保健従事者の現任教育体制の構築

都道府県及び指定都市に設置する人材育成の中核となる保健所は、新人保健師研修のプログラムの企画及び運営に対する指導・助言などを行い、大学、保健師等養成機関及び関係団体等との連携を図りながら、住民（労働者）の健康増進や疾病予防を担う様々な領域の保健師の人材育成を担う中心となることが期待されている。

また、当該保健所においては、研修責任者を配置し、その者は人材育成にかかる必要な研修を受講し、行政、産業、医療分野等の業務に精通した者であることが望ましいことから、各都道府県及び指定都市においては次の事業を実施する。

ア 研修事業の企画・立案・評価・検証

都道府県及び指定都市において実施する研修事業について、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織を設置し、研修事業がより実効性のある内容とするための企画・立案を行うとともに、推進すべき点及び問題点や改善すべき点を抽出するなど、研修事業の評価・検証を行い、研修内容の充実等を図るものとする。

イ 人材育成の中核となる保健所以外の保健所等の研修体制の把握・評価・助言

当該都道府県内又は指定都市内の人材育成の中核となる保健所以外の保健所等の研修事業の体制及び内容等を把握し評価を行い、必要に応じて助言等を行う。

ウ 人材育成ガイドラインの作成及び評価に係る検討会等の設置

（ア）現任者の教育体制を構築するため、都道府県及び指定都市において検討会を設置し、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言及び技術的援助を得ながら、

「人材育成ガイドライン」の作成等を行う。

(イ) 「人材育成ガイドライン」に基づいて実施した人材育成事業の実施結果や実態調査結果等をもとに、都道府県及び指定都市において、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言及び技術的援助を得ながら、当該ガイドライン等の評価・検証を行い、改定を行うものとする。

エ 国立保健医療科学院が実施する研修への受講機会の確保

国立保健医療科学院が実施する次の研修、i) 専門課程Ⅰ 保健福祉行政管理分野 ii) 専門課程Ⅱ 地域保健福祉分野、iii) 専門課程Ⅲ 地域保健福祉専攻科、iv) 公衆衛生看護管理者研修（実務管理）、v) 公衆衛生看護管理者研修（人材管理）について、都道府県及び指定都市の保健師等の派遣するとともに、研修期間中の職員代替要員を配置する。

(2) 中核市及び特別区における人材育成ガイドラインの作成・評価に係る検討会等の設置

ア 現任者の教育体制を構築するため、保健所設置市（指定都市を除く。）又は特別区において検討会を設置し、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言及び技術的援助を得ながら、「人材育成ガイドライン」の作成等を行う。

イ 「人材育成ガイドライン」に基づいて実施した人材育成事業の実施結果や実態調査結果等をもとに、保健所設置市（指定都市を除く。）又は特別区において、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言及び技術的援助を得ながら、当該ガイドライン等の評価・検証を行い、改定を行うものとする。

(3) 都道府県新任保健師等育成支援事業（都道府県）

ア 新任保健師育成支援事業

退職保健師等が育成トレーナーとなって、採用後概ね3年以内の都道府県の新任期の保健師が行う家庭訪問等の地域保健活動に同行し、実際に業務の実施状況を確認しながら、必要な助言等を行うものとする。

イ 保健師研修参加支援事業

人材育成の中核となる保健所以外の保健所等が、人材育成の中核となる保健所の実施する地域保健活動を行う上で必要な研修に保健師を派遣するとともに、研修期間中の職員代替要員を配置する。

(4) 市町村新任保健師等育成支援事業（保健所設置市、特別区及び市町村）

ア 新任保健師育成支援事業

退職保健師等が育成トレーナーとなって、採用後概ね3年以内の市町村の新任期の保健師が行う家庭訪問等の地域保健活動に同行し、実際に業務の実施状況を確認しながら、必要な助言等を行うものとする。

イ 保健師研修参加支援事業

保健所設置市及び特別区が、都道府県が実施する地域保健活動を行う上で必要な研修に、保健師を派遣するとともに、研修期間中の職員代替要員を配置する。

4 経費の負担

都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

地域健康危機管理体制推進事業実施要綱

1 目的

この事業は、健康危機事例発生の未然防止、あるいはその拡大の抑制など、有事のみならず平時からの備えと事後の迅速かつ適切な対応のため、保健所を中核とする体制を整備することにより、地域における健康危機管理対策の強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市、特別区とする。

3 事業内容

既存の補助制度のない事業であって、健康危機管理事例発生 of 未然防止や拡大抑制のために、平時から地域において、健康危機管理における体制の整備を推進するための事業を行う。

4 経費の負担

都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

地域健康危機管理対策特別事業実施要綱

1 目的

この事業は、地域における健康危機管理対応の充実強化が求められる中で、既存の補助制度のない事業であって、健康危機事例に応じた保健活動や地域の特性を踏まえた事業を支援することにより、健康危機管理対策の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市、特別区とする。

3 事業内容

本事業の内容は、保健所を中核とする体制の整備や緊急時に求められる保健活動への対応など、健康危機管理対策の強化を図るため次の事業を実施する。

- (1) 健康危機事例が発生した際に、保健所等において緊急的に実施する健康相談など、健康危機事例に応じた地域保健活動に関する事業
- (2) その他、特に必要と認める健康危機管理対策に関する事業

4 経費の負担

都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

事業実施については、健康危機事例の発生等により緊急的に地域保健活動を実施する必要が生じたものを優先するため、事業計画策定にあたっては事前に厚生労働省健康局総務課地域保健室に協議するものとする。

地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援するとともに、平成10年以来、自殺者数が高水準で推移している状況を踏まえ、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策の推進を図る必要がある。

このため、地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

ただし、保健所設置市及び特別区は、3（2）イに掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

（1）地域・職域連携協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設ける。

イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6年厚生省告示第374号）の第6の4及び健康増進法（平成14年法律第103号）第9条の健康診査等指針（平成16年厚生労働省告示第242号）の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 同協議会は、（3）に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）のうちから幅広い参画を得て構成することとする。

エ 都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設ける。また、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第10号の区域（以下「二次医療圏」という。）、保健所設置市又は特別区の単位に二次医療圏地域・職域連携推進協議会（以下「二次医療圏協議会」という。）を設けることとする。ただし、二次医療圏協議会については、行政区域上の問題等により二次医療圏単位で設置する事が困難な、やむを得ない理由がある場合には、保健所単位による協議会の設置も可能とする。

なお、都道府県協議会及び二次医療圏協議会は、既存の協議機関（会議等）を活用して、これらの協議会として差し支えない。

（2）地域・職域連携推進協議会の事業

ア 都道府県協議会

（ア）都道府県協議会は、管内の広域的な連携に関わる関係機関の代表者等により

構成する。

(イ) 同協議会は、管内の地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業等」という。）について企画・立案、実施・運営、評価等（以下「企画等」という。）を行うとともに、二次医療圏協議会の取組について広域的な調整を行う。なお、医療保険者を中心とする「保険者協議会」との適切な連携を図ること。

(ウ) 同協議会は、主に次の事項を役割として担うものであり、地域特性を十分に勘案した上で、企画等を行う。

- a 各関係者（医療保険者、市町村衛生部門、事業者、関連団体等）の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
- b 都道府県における健康課題の明確化
- c 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等
- d 各関係者が行う各種事業の連携促進及び共同実施
- e 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策
- f 同協議会の取組の広報、啓発

イ 二次医療圏協議会

(ア) 二次医療圏協議会は、区域内の事業に関わる関係機関の代表者等により構成する。

(イ) 同協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、主に次の事項を役割として担うものであり、地域特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。

- a 区域内固有の健康課題の明確化
- b 共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担える役割の確認と推進
- c 健診の実施状況及び結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等
- d 健康づくりに関する社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整
- e 健康に影響を及ぼす地域の環境要因に関する情報交換等
- f 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報
- g 圏域の市町村、事業者への支援
- h 同協議会の取組の広報、啓発

(ウ) 同協議会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

(エ) 作業部会は、二次医療圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して作業部会として差し支えない。

(3) 地域・職域連携推進協議会及び二次医療圏協議会には、必要に応じ、自殺・うつ病等を含めたメンタルヘルス対策のための情報、課題の共有や事例検討会を開催し自殺未遂者等一人ひとりの状況に応じた支援計画の検討を行うための支援実務者を構成員として参画させることができる。

(4) 関係機関

ア 地域保健関係機関

都道府県、市町村、保健所、精神保健福祉センター等

イ 職域保健関係機関

事業所、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、共済組合、保険者協議会、都道府県社会保険協会、労働局、労働基準監督署、都道府県産業保健推進センター、地域産業保健センター、商工会議所・商工会、協同組合等

ウ その他関係機関等

医療機関（健診機関等）、健康保持増進サービス機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、警察、消防、学識経験者、住民や就労者の代表、産業医、産業保健師等

4 経費の負担

都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

(1) 事業の実施に当たり、個人情報保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をすること。

(2) 次の各項目を参考に事業実施報告書を作成し、国に提出すること。

ア 協議会の運営及び実施状況

イ 連携事業の実施に係る問題点、課題等の抽出及び措置状況（今後の予定、結果等）

ウ 地域・職域連携に伴う具体的な効果等

エ その他

ホームレス保健サービス支援事業実施要綱

1 事業目的

この事業は、ホームレスに対する保健・医療の確保が自立支援の上で重要な課題となっていることから、健康に不安を抱えるホームレスに対し、健康相談等の保健サービスを実施することにより、ホームレスの健康対策を推進し、その自立を支援することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

3 事業内容

- (1) 保健所などにおいて窓口や巡回による血圧測定、尿検査、血液検査、健康相談等を実施し、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備する。
- (2) 健康の維持・向上が図られるよう、必要な情報を提供する。
- (3) その他、健康意識を向上させるための相談・指導を実施する。

4 経費の負担

都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

事業の実施に当たっては、福祉事務所、ボランティア団体、NPOその他の関係機関と連携・調整を密にし、事業の円滑な実施に努めること。

また、本事業の実施に携わる者は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

テーラーメイド保健指導プログラム評価支援事業実施要綱

1 事業目的

この事業は、標準的な健診・保健指導プログラムに基づき実施した、具体的な保健指導の支援内容について、その効果の評価や検証を行い、円滑かつ効果的な特定保健指導の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、保健所設置市、特別区及び市町村とする。

3 事業内容

各市町村及び特別区は、次に掲げる事業を実施するものとする。

なお、特定保健指導の支援内容について評価及び検証を行うにあたり、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織を設置するものとする。

- (1) 特定保健指導を実施した全対象者について、目標、支援の形態や時間、6ヶ月後の評価時の生活習慣の改善状況の情報等を収集及び記録し、量的な視点から保健指導の効果について評価及び検証する。

なお、特定保健指導の量的な情報は、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」付属資料7の保健指導情報を基本とし、その他の情報については必要に応じて収集する。

- (2) 特定保健指導の対象者の中から、別に定める手順や方法等により対象者を選定し、当該対象者に対して実施した具体的な保健指導の指導内容について情報を収集及び記録し、質的な視点から保健指導の効果について評価及び検証する。

4 経費の負担

市町村及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

- (1) 事業を実施するにあたり、必要とする情報、保健指導の効果の評価及び検証の方法、対象者の選定手順等の詳細については、厚生労働省において設置する保健指導プログラム評価検討会において検討のうえ別途示すこととする。
- (2) 厚生労働省において、3の(1)及び(2)をもとに、保健指導対象者の状況に応じた効果的な保健指導の要件を整理し、その手法を取りまとめ、普及・啓発することとしているので、これら情報及び結果については、健康局総務課保健指導室に報告するものとする。
- (3) 事業の実施にあたり、個人情報の保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をすること。
- (4) 保健指導の効果の評価・検証するために血液検査等を実施しようとする場合には、その必要性、検査の実施方法、実施体制等について、医師を交えて十分協議した上で実施すること。